

文京区議会事務局課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（案）新旧対照表

新	旧
<p>文京区議会事務局課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、<u>課長補佐及び主任</u>の職の指定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(<u>課長補佐の職の指定</u>)</p> <p>第三条 議長は、区長と協議し、別に定める基準に基づき、係間の調整を行うなど、特に重要かつ困難な<u>事務を処理し、事務局長を補佐する係長の職を課長補佐の職として指定することができる。</u></p> <p>(<u>主任の職の指定</u>)</p> <p>第四条 議長は、区長と協議し、特に<u>高度の知識・技術を活用し、係長職を補佐する係員の職を主任の職として指定することができる。</u></p> <p>(任免)</p> <p>第五条 <u>課長補佐及び主任</u>の任免は議長が行う。</p> <p>第六条 (略)</p> <p><u>付 則</u> この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。</p>	<p>文京区議会事務局総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、<u>総括係長及び主任主事</u>の職の指定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(<u>総括係長の職の指定等</u>)</p> <p>第三条 議長は、区長と協議し、別に定める基準に基づき、係間の調整を行うなど、特に重要かつ困難な<u>職務に従事する係長の職を総括係長の職として指定することができる。</u></p> <p><u>2 前項の総括係長の名称については、課長補佐と称することができる。</u></p> <p>(<u>主任主事の職の指定</u>)</p> <p>第四条 議長は、区長と協議し、特に<u>高度な知識又は経験を必要とする職務に従事する係員の職を主任主事の職として指定することができる。</u></p> <p>(任免)</p> <p>第五条 <u>総括係長及び主任主事</u>の任免は議長が行う。</p> <p>第六条 (略)</p>